

記載例

転貸(地主と耕作者の間に農協や農地中間管理機構が入った契約)の場合、契約ごとに解約の手続きが必要です。

地主——農協・農地中間管理機構——耕作者



地主-農協・農地中間管理機構間 農協・農地中間管理機構-耕作者間
で通知書の提出が必要 で通知書の提出が必要

農地法第18条第6項の規定による通知書

令和〇年〇月〇日

豊橋市農業委員会会長 様

提出は「賃借権の合意による解約をした日」の翌日から起算して30日以内

賃貸人・賃借人が法人の場合は、
通知者欄、当事者欄それぞれに法
人名、代表者の肩書、代表者氏名
を記入してください。

通知者(賃貸人) ○ ○ ○ ○

(賃借人) △ △ △ △

下記土地について賃貸借の「合意解約」をしたので農地法第18条第6項規定により通知
します。

記
賃貸人・賃借人が亡くなっている場合は、
被相続人の氏名と相続人代表者の氏名を
記入してください。

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人	○ ○ ○ ○	豊橋市〇〇町字〇〇・・・
賃借人	△ △ △ △	豊橋市〇〇町字〇〇・・・

2 土地の所在等

所在・地番	地目		面積	備考
	台帳	現況		
豊橋市〇〇町字〇〇・・・・	畝	畝	991	m ²
以下余白				
土地がたくさんあってここに書ききれない場合は「別紙」もご利用ください。				

3 賃貸借契約の内容

令和 年 月 日付け令和 年度農用地利用集積計画の公告のとおり

4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細 農業委員会事務局が記入します。

下記事由により合意解約した。

5 賃貸借の解約の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日

賃貸借の解約の申入れをした日

令和7年4月11日

契約者の片方が口頭で解約の申入れをした日

賃貸借の更新拒絶の通知をした日

令 和 年 月 日

賃貸借の合意解約の合意が成立した日

令和7年4月15日

申入れに基づきお互いが解約について口頭などで合意をした日

この日から6か月以内

賃貸借の合意による解約をした日

令和7年4月20日

その解約の合意に基づき実際に契約を解約した日

6 土地の引渡しの時期

令和7年6月30日

契約の解約に基づき土地を引き渡す(した)日
※原則、引渡し日は合意解約の合意が成立した日から6か月以内

7 その他参考となるべき事項

解約する理由を必ず記入して下さい。

例えば

- ・ 賃借人が労力不足のため
- ・ 賃貸人が自ら耕作するため
- ・ 賃貸人が転用、売却するため

など

(記載要領)

1. 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等該当する用語を記載してください。
(合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署してください。)
2. 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
3. 記の5の「賃貸借の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入しますが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記載してください。

※「農地法第18条6項の規定による通知書」も別に作成してください。

記載例

農地の賃貸借契約の解約書

令和〇年〇月〇日

賃貸人 住所 豊橋市〇〇町字〇〇・・・・

氏名 ○ ○ ○ ○

賃貸人・賃借人が法人の場合は、
通知者欄、当事者欄それぞれに法
人名、代表者の肩書、代表者氏名
を記入してください。

賃借人 住所 豊橋市〇〇町字〇〇・・・・

氏名 △ △ △ △

下記土地の賃貸借の契約については、次の事項に基づき解約いたします。

記

賃貸人・賃借人が亡くなっている場合は、
被相続人の氏名と相続人代表者の氏名を
記入してください。

1 賃貸借の当事者の氏名および住所、職業

	氏名	住所
賃貸人	○ ○ ○ ○	豊橋市〇〇町字〇〇・・・・
賃借人	△ △ △ △	豊橋市〇〇町字〇〇・・・・

2 解約しようとする土地の表示

土地の所在	地目		面積	備考
	台帳	現況		
豊橋市〇〇町字〇〇・・・・	畠	畠	991 <small>m²</small>	
以下余白				
土地がたくさんあってここに書ききれない場合は「別紙」もご利用ください。				

例)

3 賃貸借の解約の合意が成立した日

令和〇年〇月〇日

申入れに基づきお互いが解約について
口頭などで合意をした日

4 賃貸借の合意による解約をした日

令和〇年〇月〇日

その解約の合意に基づき実際に契約を解約
した日

5 土地の引渡しの時期

令和〇年〇月〇日

契約の解約に基づき土地を引き渡す(した)日
※原則、引渡し日は解約の合意が成立した日
から6か月以内

6 賃貸借の解約条件の内容

収穫物は賃借人に帰属する。